

義務制・高等学校等の新教職員定数改善計画(案)についての談話

2010年8月30日

日本高等学校教職員組合

教財部長 坂本 次男

(1) 文部科学省は8月27日、「新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画(案)」と「新・公立高等学校等教職員定数改善計画(案)」を発表しました。

高等学校については、学級編制の標準引き下げを見送り、2011年度から5年間で「生徒指導(進路指導・教育相談)担当教員の配置改善」「習熟度別少人数指導の充実」「養護教諭の複数配置」など2600人の教職員定数改善計画を実施するとしています。

(2) 高等学校の定数改善については、この5年間、何の改善もないまま放置されていましたが、第6次定数改善計画(2001年～2005年)以来10年ぶりに改善計画が策定されたことは一歩前進です。しかしながら、改善数の2600人という数字は自然減と同数であり、多様で困難な生徒への対応に追われている教職員の多忙化を解消するものにはならず、きわめて不十分なものといわざるをえません。

従来、学級編制の標準の引き下げについては、小・中学校が先行して、高等学校は次の段階に先送りされてきた経緯がありましたが、今回もまた同じような経緯をたどろうとしています。後期中等教育段階の青年の人格完成期にあたって、きめこまやかな指導助言を行うためには、小・中学校と同様に少人数学級が必要であり、高等学校についても35人以下学級を早期に実現する必要があります。

(3) 小中学校については、2011年度より6年間で段階的に35人学級にし、小学1・2年生については2017、2018年度で30人学級を実現し、さらに、2012年度には小学校の複式学級編制標準を16人から14人に引き下げ、中学校の複式学級を解消するというものです。この少人数学級実現のために5万1800人の定数増が必要となりますが、生徒数の減少に伴う定数の自然減が3万2400人あるため、1万9400人の純増となります。報道によれば、文部科学省は、初年度分として前年度比90億円増の人件費を来年度概算要求に盛り込み、小中学校の学級の上限を定めた標準法の改正案を、来年1月の通常国会に提出する方針です。

さらに小中学校については、少人数学級計画とは別枠で、教育水準向上のための基礎定数の充実を中心とした改善計画を5カ年計画で4万人を増やすとしています。しかしながらその実施は2014年度からであり、「恒久的な財源が確保されてから」という条件がついています。

(4) 学校現場で急増している定数内臨時的任用者問題を解消するためには、「定数くずし」と「総額裁量制」を廃止するとともに、加配定数を基礎定数に組み入れて「基礎定数を充実」させた標準法の抜本的改正が何よりも必要です。義務制だけでなく、高等学校等の標準法の一刻も早い改正とその実施を求めるものです。

以上